

吉川・室根交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、吉川・室根交流協会（以下「協会」という。）という。

(目的)

第2条 協会は、市民を主体とした幅広い分野における岩手県一関市室根町をはじめとする友好都市等との異なる環境における地域間での友好交流を推進し、相互理解と友好を深めるとともに親善を図り、相互の繁栄に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 友好交流を目的とする事業の計画及び開催
- (2) 友好交流に関する情報の収集及び提供
- (3) 友好交流に関する意識の啓発及び普及
- (4) 友好交流活動への援助及び協力
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる会員で構成する。

- (1) 個人会員
- (2) 家族会員
- (3) 特別会員（団体・法人）

(会員)

第5条 会員になろうとするものは、会長に対して入会申込書を提出し、次条に掲げる会費を納入した日から会員の資格を有する。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は退会させることができる。

- (1) 会員が退会を申し出た場合
- (2) 会費を1年以上にわたり納入しない場合
- (3) 会の名譽を著しく傷つけ、もしくは社会の秩序に反した場合等で、理事会の議決を経た場合

3 特別会員は、その代表者に限り、会員の権利を有する。

(会費)

第6条 会員は、次の区分に従い年会費を納めるものとする。

- | | |
|----------|---------|
| (1) 個人会員 | 2, 000円 |
| (2) 家族会員 | 3, 000円 |
| (3) 特別会員 | 5, 000円 |

(役員)

第7条 協会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1 名 |
| (5) 会計 | 2 名 |
| (6) 監事 | 2 名 |

2 会長、副会長は理事の互選により選出し、理事、事務局長、会計及び監事は会員の中から選出するものとする。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 4 役員が任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでの間は、その任務を行う。
(任期)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代行する。
- (3) 理事は、事業等の企画、運営にあたる。
- (4) 事務局長は、協会の事務をつかさどる。
- (5) 会計は、事務局長を補佐し、会計事務を処理する。
- (6) 監事は、会計を監査する。
(名誉会長)

第9条 協会に名誉会長を置くことができる。

(顧問)

第10条 協会に顧問を置くことができる。

(会議)

第11条 協会の会議は、総会及び理事会とし、会長が各会議の議長となる。

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会において、議決、または承認する事項は次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること
- (3) 規約の改正に関すること
- (4) 役員の仕事に関すること
- (5) その他会長が必要と認めたもの

3 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長、理事、事務局長及び会計をもって構成し、会長が随時招集する。

2 理事会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会において付議する事項
- (2) 専門部会の設置に関すること
- (3) 会務の執行に関する重要事項
- (4) 会長が必要と認める事項

3 会長は、審議に際し、必要に応じて理事以外のものの出席を求めることができる。

(専門部会)

第14条 理事会は、協会の事業を推進するため専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、協会の事業の具体化のため、各々の所管にもとづき、企画立案及び実施にあたる。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、会長が理事会の承認を得て指名する理事を持ってあてる。副部会長は、部会員の中から互選により選出する。

5 部会に関する事項は別に規定を定める。

(経費)

第15条 協会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第16条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務所等)

第17条 協会の事務所は、吉川市役所内に置く。

(その他)

第18条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則 (施行期日)

1 この規約は、平成9年10月19日から施行する。

(特例)

2 協会の設立当初の役員の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

3 協会の設立当初の会員、専門部会の設置については、第5条及び第14条の規定にかかわらず、「吉川・室根交流協会設立準備会」の定めるところによる。

4 協会の設立当初の事業年度は、第16条の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

付 則

1 この規約は、平成11年5月23日から施行する。

付 則

1 この規約は、平成17年6月5日から施行する。

付 則

1 この規約は、平成22年6月6日から施行する。